

KDDI労使における ハラスメント禁止に関する 労働協約の締結

2022年4月20日 情報産業労働組合連合会 KDDI労働組合 長谷川 強



取り組み事例 紹介の流れ

- 1. ハラスメント禁止に関する労働協約の概要
- 2. 2020春闘 労働協約要求の背景
- 3. 会社との交渉〜締結
- 4. 締結後の労使の取り組み



ハラスメント禁止に関する労働協約の概要

締結時期 2020年 6月

労働協約の概要

| 協約の適用範囲 | KDDIの役員KDDIが直接雇用する全ての社員 |
|-----------------|--|
| ハラスメント 適用の範囲 | 職場、洗面所、休憩室など、全ての事業所内 出張、研修、懇親会、イベント中など事業所外 電話、Eメール、SNSなど、あらゆるコミュニケーション |
| 被害者/加害者の範囲 | KDDIの役員、直接雇用の社員他社の社員、顧客、サービス利用者、KDDIへの求職者、退職者、一般の人々 |
| 対応 | ・ 労使で協議のうえ、ハラスメント防止・撤廃のために取り組む・ 調査、事実確認、解決処理等、ハラスメントに対処する・ ハラスメント防止活動の計画・推進・強化をする・ 相談、救済を受けられるように体制を整える |



2020春闘 労働協約要求の背景

【外部要因】

- ILO190号条約に対して、日本国が未批准
- 2020年6月 パワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)施行
- 連合、情報労連のハラスメント撲滅に向けた運動推進
- カスタマーハラスメントの社会問題化

【内部要因】

- 店頭で、他社スタッフやお客様とのトラブルやハラスメント
- コールセンターへの理不尽な要求や不毛な問い合わせ
- 出向先でのハラスメント被害の疑義
 - ※KDDIは、以前から就業規則でハラスメント行為を禁止している



会社との交渉~締結

【なぜ、労働協約の締結を求めたか】

- 2019年6月のILO108回総会で「暴力とハラスメント条約」が採択
- 2020年6月に「パワハラ防止法」の施行
- 人権侵害、心身への悪影響、企業コンプライアンスなど、あらゆる観点から "ハラスメント防止"は労使で考えが一致するはずである

【会社の反応】

- 「国際人権章典」、ILO「労働の基本原則および権利に関する宣言」を人権 のもっとも基本的な方針として理解している
- 「KDDI行動指針」に「KDDIグループ人権方針」を策定している
- 就業規則にもハラスメント行為を禁止している
- 相談窓口の設置、管理職向け研修、社員教育も積極的に実施している
- 労働組合からの労働協約締結は、会社も賛同する



締結後の労使の取り組み

【会社の取組】

各種ハラスメントの防止に向けた、Eラーニング(継続実施)

<Eラーニング>

社外の関係者(取引先や就活生)も対象にハラスメントの加害者/被害者になる ことを、具体的事例で提示

- 管理職向け研修(継続実施)
- 社員からの相談窓口(社内外)の設置(継続実施)

【労働組合の取組】

- 組合員相談窓口(電話、Eメール)の継続と強化
- 年数回、特定期間に、全組合員を対象に、特設相談窓口を設け、職場での悩み や課題に対処実施
- Web機関紙などでの啓発活動



ご清聴、ありがとうございました